

項目	アンケートの内容	関係法令、 条例、規則、 要綱、通達等
<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; text-align: center;">B 業規制の見直し</div>		
免許申請	<p>宅地建物取引業免許の申請における常勤性の確認について</p> <p>府の宅地建物取引業免許の申請において、宅地建物取引主任者証を持つものがその事業所に常勤していることの確認資料として、住民税の特別徴収税額通知書の提示を求めている。</p> <p>専任者が新規採用である場合など、特別徴収税額通知書がまだ発行されていない際は、特別徴収切替依頼書(これから特別徴収をする申出書)の控の提示でよいとされている。【参考URL】 https://www.pref.osaka.jp/kenshin/takuchitatemonotorih/sentori-jyoukin.html</p> <p>新規採用である場合はやむを得ないが、中にはこれまで特別徴収を怠っていたもの、非課税のため切り替える必要性のないものであっても「府にこれを持ってくるように言われたから」と届出書の意味も理解しないまま控えだけ提出して免許を申請し、その後「特別徴収なんてできない」とトラブルになる場合がある。</p> <p>切替を受理する際に説明をくわしくするように住民税担当側も努めているところであるが、控への提示だけで専任性が確認できているか疑問がある。新規採用であるなど通知書を提示できない理由書を提出させるか、後日納税証明書を提出させるかなど、専任者が本当に常勤しているのかきちんと確認しないと無意味では。</p>	宅地建物取引業法
<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; text-align: center;">C 住民サービス改善</div>		

<p>国民年金</p>	<p>【規制の内容】 生涯、国民年金の第1号被保険者であった方は、年金裁定請求の窓口は全国的に市区町村の窓口である。</p> <p>【上記の根拠及び理由など】 大阪市においては、一生涯、国民年金の1号被保険者として保険料を納めていた方について、その年金裁定請求書の申請窓口は区役所です。(法的根拠:国民年金法第3条3「国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行うこととすることができる。」) 仮に、20歳から60歳までの間に、国民年金の加入が479月あり、厚生年金の加入が1月であった場合、裁定請求手続きは、管轄する年金事務所です。</p> <p>過去に、区役所で年金の受付事務を担っていた経験ですが、長年、自営業を営まれ、若年時に厚生年金に加入していたことを忘れていた方(若しくは、厚生年金に加入していた自覚のない方)は以外に多く、年金受給の年齢に到達する際に裁定請求のために区役所の窓口を訪れる方も少なくありませんでした。しかしながら区役所の窓口では受付できず、受付窓口は年金事務所である旨をご説明・ご案内しますが、その事務の所管は単に役所サイドの事情であり、40年間の長期にわたり自身のために保険料を納めてきた市民にとっては、事務の所管などは無関係の話であると共感します。</p> <p>また、現在、パートタイマーやアルバイトなどの労働者に対する厚生年金の適用基準の拡大を検討している動きや、企業の障がい者の雇用の拡大などで厚生年金に加入する方も増えると想定され、区役所での各種年金の裁定請求を受付ける必要性はますます低くなると考える。</p> <p>大阪市には大阪市の事情があり、他の地方にはその地方の事情があり、被災地には、一律の基準では不合理な事情があると思います。裁定請求の手続きの電子化や、郵送請求などの利便性の追求について、抜本的な見直しや地方に裁量を持たせてもらう事をこれまでも求めていたかとも考えましたが、いろいろな機会を通じ、訴えていく必要があると思います。</p>	<p>国民年金法</p>
<p>国民年金</p>	<p>国民年金業務について、地方分権により国に引き揚げたにも関わらず、市区町村には未だに窓口業務や内部業務が数多く残っています。市民の方の利用としては、内容によって区役所での窓口であったり、年金事務所での窓口であったりと非常に不便でわかりにくいと思います。市民利用の観点からいうと年金事務は市区町村窓口であったほうが利便性がよいと思いますが、年金を国に引き上げている以上、区役所のスペースを日本年金機構に貸し出しをして事務をやっていたら、「市民サービスの向上(どこに行けばいいのかわからない)」「職員の削減」「事務賃貸借による歳入確保」と大阪市にとって良いことだとは思いますが。</p>	<p>国民年金法</p>
<p>道路使用許可</p>	<p>昨今、大阪市内の駅前や繁華街での路上ライブとCD販売への苦情が、交通管理者、道路管理者に寄せられることが多い。</p> <p>苦情内容は、スピーカー使用による騒音や通行障害です。</p> <p>現行の道路交通法では、路上ライブやCD販売による道路使用は認めていない。そのため、苦情が寄せられるたびに、所轄警察により指導されているが、繰り返し行っても路上ライブが無くなっていない状況である。</p> <p>東京都では、ストリートミュージシャンに道路上以外の公園などの演奏場所を提供するヘブンアーティスト事業があるようですが、制度があるからこそ、制度に違反した人に対しては、厳しく取り締まりや指導を厳しくしている様です。</p>	<p>道路交通法</p>

生活保護	<p>生活保護の障害者加算について</p> <p>生活保護の障害者加算については、国の生活保護法によって制定されている。障害等級により金額が異なるが約24000円と約17000円の二段階。 これは障害者自立支援法のなかった時代からの加算であり、現在は自立支援法により、ヘルパーなどの支援策が無料で受けられる状況です。特に大阪市は障害者に対して交通乗車証も交付しています。 障害者加算は昔は、ヘルパーなど施策がない中で、障害者が自分で周囲にお金を支払い人手を確保したりしていたようです。 障害者加算の受給をめぐり、当区は年間10人以上の様々な課題について対応することがあり、障害者加算の見直しが必要であると日々感じています。</p>	生活保護法
法定受託事務	<p>自動車臨時運行許可事務は、法定受託事務で国から委任されています。しかし、なぜ区役所で許可事務を行うのか理解に苦しみます。 業務の内容を吟味すれば、自動車の安全確保や取締りの観点から所轄の警察署で許可事務を行うべきと考えます。 実際、許可してもなかなかプレートを返却されず、督促事務や現地調査など手間がかかり、失効するにしても、決裁するなど時間がかかるのが現状です。 警察署で許可すれば、プレートの不法使用の取締りも兼ねるので、プレートを返却しないケースは、かなり減少すると思われます。 昨年、職員提案制度を利用して提案しましたが、告発等の措置により警察の関与を求めることが可能なため、安全確保・取締りの観点からも、ただちに法改正の必要性がないとの返答でした。 実際、許可事務に携っている者にとっては、職員提案の回答では、業務の見直しと言う実質的な審査をしていないと判断せざるを得ません。 よって、法改正も含めて、所轄の警察署で自動車臨時運行の許可事務を行う方が、より効果的で理にかなっていると考えます。 どうぞ、よろしく検討をお願い致します。</p>	道路運送車両法
水道	<p>水道の申し込みの際に住民票や法人登記の確認等により本人確認をできるようにして債務者を明確にしておかないと、滞納が発生した時に偽名だったり架空の会社だったりして下水道使用料の滞納処分ができないケースがある。 また、水道使用料の滞納がある使用者がどれだけ滞納があっても水道使用料の滞納がある場合は、債務承認をしなければ中止出来ない等の対抗策を作るべき。 生存権との兼ね合いになるかと思うが、問題として取り上げるべき。</p>	水道法 給水条例
<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;">D 庁内ルール見直し</div>		

人事異動	<p>人事異動の内示が遅すぎる。それに伴って引継ぎ業務が中途半端になり、市民サービスの低下につながっている。</p> <p>最低でも1ヶ月前には内示を行うことによって、前職場の引継ぎはもちろん、新職場の業務内容の勉強もでき、市民サービスの低下を防ぐことになる。また、人事異動に伴う精神疾患等の病気休職も減少することになる。</p>	
手数料	<p>り災証明発行に手数料を徴収するのはおかしいと思う。</p> <p>条件により手数料の徴収は免除される場合があるのであれば、すべての場合において無料にしてもなんら問題は無いはずである。被災されて経済的にダメージを受けている方から徴収するのは行政として間違っているのではないだろうか。無料で発行している自治体も多数存在する。</p>	消防手数料条例
手数料	<p>火葬料金について、他都市では概ね故人が市民であれば市民料金になり安くなりますが、大阪市は申請者が市民であれば市民料金になります。身内に大阪市民がいて、名前を借りて申請するため、喪主と申請者が違うことが多く実際には近隣の都市の方々を市民料金で火葬しています。</p> <p>財政難の大阪市も見直しが必要だと思います。</p>	大阪市立斎場条例
決裁	<p>決裁について</p> <p>建設局では文書管理システムで起案した場合に調整課・経理課を含めて、持ち回りをしないと承認されません。何のための電子決裁かが分かりません。さらに決裁ルートに合議先の係員・係長・課長代理が数名含まれており、決裁承認者が合計20名程度となります。迅速な意思決定が望まれている中で、このような決裁の問題が多く、意思決定が遅れています。その根底には「とりあえず決裁ルートに入れておく」という思想があるように思えます。持ち回らないと承認しないのも「大阪市のために承認する」という意識ではなく「起案者のために承認する」という間違った意識があると思います。</p>	決裁の手続き等の簡素化に関する指針の改正について
広告掲載基準	<p>本市において、広告掲載により印刷製本費等を削減する方針があるなか、広告企業を探すのに難航している。教育委員会の広告掲載取扱基準で、「学習塾、英会話教室、私立学校(大学を除く)、またはこれらの業種に準ずるもの」からは広告掲載を行わないとされているため、通信教育等全国展開している大手企業なども抵触してしまい、なかなか先に進めない。教育委員会事務局が所管する学校、図書館などが適宜、個別事情に応じて取扱基準を作成すれば、局の上位規程となる広告掲載取扱基準では条件を緩和してもよいのではないか。</p>	インターネット利用システム等運用管理要綱の制定について
IT	<p>国や自治体では、事務用に無線LANを使用しないようにしています。原因は、10年ほど前に無線の傍受によって、情報漏えい事件があったからと聞きます。</p> <p>現在では、無線規格自体に暗号化技術がつかわれていたり、コンピュータの暗号化自体が進んでいることもあり、無線LANによる庁内ネットワーク構築を容認してもいいと思います。</p> <p>また、これにより、事務所内のレイアウト自体も柔軟になるため、現在のように、多額の費用をかけて工事をする必要はなくなると思います。</p>	大阪市情報通信ネットワーク要綱

教育	<p>小学校の教諭です。 6年生を担当し、卒業生を送り出しました。 中学校に送る指導要録の抄本ですが、原本をもう一度抄本に書き写すそうです。 指導要録をコピーし中学校に送るということは、だめなのでしょうか？ 二度手間であったり、写し間違える恐れがあるのではと思います。また、この抄本では、6年生のみのことしか載せていないので、原本であれば6か年の経過がわかるのではないかと思います。ご検討願います。</p>	
税	<p>市税の災害減免申請の提出期限は、災害が止んだ日から起算して10日を経過する日と条例で規定されているが、現状には合致しないと思う。居住場所の確保等、優先するものが多く、市税まで及ばない人が大半である。少なくとも一ヶ月は必要だと思う。</p>	
出張旅費	<p>公的な出張も、交通手段や宿泊先の正規値段でないと認めないというおかしな規定は、逆に明らかに税金の無駄遣いと思えません。どこまで節約するかは、その公務員個人個人の意識レベルだとは思いますが、安いパックツアーなどを利用して、節約すべきだと思います。</p>	職員の旅費に関する条例
届出	<p>「管外旅行願い」2泊3日から必要なのはおかしい。 海外は必要と思うが、国内で短い旅はプライバシーの問題からも不要と思う。</p>	職員就業規則